

令和4年度

事業報告書

(公財) 河川財団

1. 令和4年度事業報告

令和3年度を初年度とする河川財団中期計画を踏まえ、令和4年度事業は以下の方針に基づいて実施した。

助成事業においては、河川整備基金の設置から30年近くが経過し、社会情勢の変化等により、基金を取り巻く状況や社会的要請も大きく変化したことから、将来に向けた基金の見直しや新たな役割の構築が必要となった。

そこで平成28年度からは、その名称を河川基金に改めるとともに、フレームの再構築（従来の活動内容・テーマ別の部門から、助成対象者別の研究者・研究機関部門、川づくり団体部門、学校部門の3つの部門に再編）、川づくりへの貢献・活用を重視した評価基準の設定等の改革を実施している。令和3年度は、引き続き改善に取り組みつつ助成を行うとともに、成果の普及に努めた。

調査・研究事業においては、個々の現場課題解決のための取り組みを実施するとともに、重要かつ共通的テーマを重点課題とし、両者の相乗効果も発揮されるよう関連付けながら実施した。それにより、各実務現場の河川の安全・安心を高めることに貢献するとともに、河川政策の全体的レベルアップを推進した。また、技術・政策のイノベーションを生み出す環境づくりに貢献できるよう、当財団外の研究者、有識者や関係機関とのネットワークの形成等にも引き続き取り組んだ。これらの活動を通じて財団におけるナレッジの蓄積と体系化を合わせて行いながら、河川政策シンクタンクとしての河川財団の機能の充実に努めた。

調査・研究事業の実施に当たっては、アクセスしやすく理解しやすい様々な形での成果の公開、成果の実務現場への還元・適用とそのレビュー、アウトリーチの諸活動を、ねらいと効果発現の見通しを定め、諸活動間の相互好影響の発揮を考慮しつつ、継続・蓄積の重要性にも配慮した。以上の事業実施を、専門家・技術者としての力量向上という意識も持ちながら各職員が能動的に担うことで、また、指導・助言、内外からの触発、共同した工夫などが状況に応じて臨機に行われる環境を整えることで、職員の力量が事業実施に連動して向上していく好循環の形成に努めた。

河川教育事業においては、「河川」や「水」が、

- i) 直接触れることができる身近な学習素材であり、触れることにより感性が育つ。
- ii) 「恵み（環境）」と「災い（防災）」の両面、時間的概念と空間的概念の広がり、小さな「水循環」から大きな「水循環」への拡大、といった概念と強く結びつくことから、感性から理性への発展を促す。
- iii) 地域の暮らしや産業、大地の形成にかかわってきており、郷土の成り立ちや特徴を深く理解することができる。
- iv) 様々な他の事象との関連があり、主体的・対話的で深い学び「アクティブ・ラーニング」を実現しやすい。

等、学びの場や対象、素材としての優れた価値を有することを踏まえ、SDGs、気候変動、Society5.0などの今日的な社会的課題や各地域の課題に対して、河川・水教育が果たすことができる役割について調査・研究を進めた。また、河川や水辺の現場、学校現場等において、

河川・水教育の展開に取り組んだ。

これにより、予測困難な時代（気候変動、災害の頻発等）となっている現代、河川・水教育を通じて、社会や地域をとりまく課題について正しく理解、判断し、行動できる子ども達の資質・能力の育成支援を進め、関係方面へ政策提案に結び付け、それぞれの流域に特徴ある川と人間社会（水意識・防災意識社会）の構築と持続可能な社会の実現に貢献していく。

河川健康公園事業においては、適切な維持管理を行うことにより河川環境の保全と創出を支援するほか、新型コロナに対する感染予防に万全を期しつつ利用の促進を図り、沿川の地域住民の健康増進や自然と触れ合う機会の増大と河川管理に資する取り組みを推進する。

また、このような当財団が実施する公益事業を今後とも安定的に実施していくための裏付けとなる河川基金等の財産を適切に管理するとともに、一層の資金確保を目的として、一般市民や企業などが寄附をしやすい環境づくりのための取り組みを積極的に推進する。

2. 河川に関する活動に対する助成とその成果の普及

【公益目的事業1】

河川整備の効果を高め、事業の効果的推進を支援し、国民の生活向上に寄与することを目的として造成された河川基金の運用益により、河川の整備及び保全並びに利用の促進に関わる分野における調査・研究（研究者・研究機関部門）、川づくりの実践あるいはそれを支援する市民団体等の活動（川づくり団体部門）、小・中・高等学校等が実施する河川教育に関する調査研究や、河川を題材とした教育活動（学校部門）に対し助成を行うと共に、その成果の普及を行った。

また、公益社団法人ゴルフ緑化促進会からゴルファーの緑化協力金の交付を受け、河川及びその近傍における美化、健全な緑化、環境改善・保全・防災等への事業に対し、助成を行った。

2.1 河川基金事業

1) 研究者・研究機関を対象とした助成

川づくりや河川管理への貢献が期待できる調査・研究を行う研究者・研究機関を対象に84件の助成を行った。

その際、河川の現場を活用した調査・研究、萌芽的研究または今後の発展性が期待できる研究にも優先して助成した。また理科系（工学、自然科学等）のみならず、法学、経済学、社会学等を含む文科系（社会科学、人文科学）及び文理融合の調査・研究、学校教育の現場での河川教育についての調査・研究を含む幅広い学問領域において支援を行った。

① 調査・研究助成

流出・流水・流砂のメカニズムの解明等の工学的な研究、治水対策に関する研究、水資源の確保に関する研究、河川環境の整備と保全に関する研究、地域との連携に関する研究、河川に関する歴史・文化・伝統等に関する研究など、川づくりや河川管理に貢献する様々な調査・研究に助成を行った。

また、35歳以下の若手研究者や、中学生や高校生をジュニア研究者とするクラブ活動での調査・研究にも、助成区分を設けて優先的に助成を行った。

② 調査・研究成果の普及助成

研究者や研究機関による、一般の方々に向けて開催する公開プログラムや高大連携事業、出前授業等、次世代の育成にもつながる、研究の場から外へ出て行ってしまう「アウトリーチ活動」に対して助成を行った。

2) 川づくり団体を対象とした助成

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すための活動（川づくり）を実施・支援する市民団体等（川づくり団体）を対象に、その活動への助成を90件行った。川づくりに貢献する広範な活動の中で、将来の自らの活動を担い、次世代を担う人づくりの活動に対し重点的に助成を行うものとし、新しいニーズに即した新規事業や若手による取り組み、自律的展開への展望を持った活動にも優先して助成を行った。

①川づくり団体活動助成

河川や流域への理解を深める活動、河川教育を支援する活動、人材育成や指導者育成に焦点をあてた活動、流域間・流域内交流のネットワークを構築する活動などを、流域規模あるいは全国的な規模で行う川づくり団体に対して助成を行った。

②新設川づくり団体自立支援助成

設立されて5年以内の川づくり団体に対し、その活動を軌道にのせるために必要な経費について最大5年間の助成を行った。

3) 学校を対象とした助成

幼稚園、小・中・高等学校等の学校を対象に、特に教科学習における河川教育の取り組みの推進を重点として、河川教育計画の策定・実践や、河川教育についての調査・研究に対して116件の助成を行った。

4) 助成成果の普及

河川基金助成事業の成果について、それらの情報共有や普及を図るため、以下の事業を行った。

① 報告会の開催

調査・研究の分野については助成成果をより一層社会に普及還元するため、助成を受けた全ての研究者が発表する「河川基金研究成果発表会」を対面形式で開催した。

川づくり団体の活動及び学校における河川教育の分野については「川と人をつなぐ活動成果発表会」及び「河川教育研究交流会」を開催し、有識者からの基調講演、優秀な助成成果の口頭発表・パネルディスカッションなどを行い、関係者間での情報共有や人的ネットワークづくりを行う。また、これらの発表会についてはWEBサイトといった媒体を通じて広く情報発信を行った。

② 優秀成果の顕彰

河川に対する理解を深め、助成事業の一層の充実を図るために、助成事業で実施された研究及び活動の中から、優秀成果を選定し、報告会の場で表彰を行った。学校部門では、優秀成果表彰者の中から優秀な学校（幼稚園・保育園等）へ文部科学大臣賞と国土交通大臣賞が設けられ、川づくり団体部門においても昨年度より国土交通大臣賞が設けられ、それぞれ授与した。研究者・研究機関部門において令和4年度に最も優秀な研究者へ初めて国土交通大臣賞が設けられ、授与した。

③ 河川基金だよりの刊行

「河川基金だより」を年2回刊行し、川づくりや河川管理に関わる官公庁、有識者、研究者、大学等研究機関、川づくり団体、川や水の問題に関心を持つ企業等に幅広く配布した。特に、助成事業者などの今後の活動の参考となるような Good Practice 事例や取組みを抽出して掲載することにより、情報提供・共有機能の強化を図った。

④ 助成成果データベースの公開

提出された助成成果報告書をデータベース化し、当財団 WEB サイトを通じた公開に取り組んだ。

2.2 河川美化・緑化助成事業

公益社団法人ゴルフ緑化促進会（Greenery by Golfers Group<略称 GGG>）と連携して、国、地方公共団体、各種法人等が実施する河川や近傍における美化、健全な緑化、環境改善・保全・防災等に対して9件の助成を行った。

3. 河川に関する調査・研究とその成果の普及

【公益目的事業2】

河川の管理、とりわけ維持管理に関する関心が高まる中で、河川管理施設の維持修繕の技術基準を定める河川法改正から9年が経過した。一方、厳しい財政状況あるいは人員不足、そして少子高齢化、相次ぐ激甚な水害の発生などの社会状況下に河川管理の現場はおかれている。経験や実績に基づく技術を主とする河川の管理にあっても、より効果的、効率的な河川の管理としていくことが求められる。また、激甚な水害が頻発し流域と一体となった治水の必要性が益々高まる中で、地球温暖化への適応、グリーンインフラへの対応などの新しい視点を河川の管理にも加味していくことが求められる。

このような背景の下で、河川、そして流域や社会経済の現状をしっかりと把握した上で河川の諸政策を系統的に展開することを基軸として、河川の管理を重点的なテーマとして積極的に政策提言を行っていく。また、河川の管理の重要な側面として、実務の実施者とその役割や責任の分担、意思決定の仕組みなどの政策実現上の課題もあり、そのような課題検討と合わせて政策提言へと結び付けていく。

3.1 災害を防止するための調査・研究

1) 河川の維持管理に関する調査研究：全体方針

調査研究の実施に当たっては重点課題を設定し、学識者等とも連携した機動的な実施体制を構築した。河川の管理に関する調査研究課題は相互に関連するものであり、現場実務への反映を重視するとともに、課題全体の俯瞰を踏まえて重点課題を設定した。

官学民の関係者から成る河川管理研究会の運営を通じて、河川の管理における課題を共有し、関係機関・研究者等と連携して調査研究を推進した。令和4年度は同研究会を3回開催した。

2) 河川の維持管理に関する調査研究：個別重要テーマの推進

・堤防、河道の点検評価手法の再構築

河道の点検・評価フレームの拡充として、流下能力評価、侵食・洗掘による危険性評価の検討を行った。

流下能力評価に関しては、高頻度での点検・評価を行う上で課題となる河道の状態把握、分析・評価手法について検討し、流下能力における河道の状態把握から分析・評価までの具体的な手法を提案した。また、手法のみならず測量等の調査、定期的実施される点検、日々の巡視等を総合的に活用して、河道の状態を把握し評価するまでの方法の体系化を現場での実態や運用（役割分担）等を踏まえ検討した。これらを「河道における流下能力管理の手引き（案）」としてとりまとめた。

侵食・洗掘による危険性評価に関しては、単断面河道だけでなく複断面河道に適用可能な FT 図を作成し、連続的な区間を評価するために平面流況計算を組み合わせた評価手法を検討した。また、土木学会河道管理小委員会と連携して、昨今の水理解析技術の進歩を取り入れた「流れ・河床変動解析」と「侵食・破堤危険性評価」を繋ぐ技術検討フレームを案出し、検討課題等を整理した。

・維持管理の合理化・効率化の推進

河川維持管理におけるDX（効率化・高度化）の取り組みとして、河川データプラットフォームの構築に向けた検討を行った。具体的には、河川管理者による所属課を超えた円滑なデータ検索、利活用を最大化する各種既存DB等の全体最適化の検討、現行業務の省力化を意識したデータプラットフォームの運用体制案の検討、拡張性を重視したクラウドストレージ方式や3D地図ライブラリ等のメリット・デメリットの整理、データプラットフォームに適したシステム機能構造の検討を行った。また、一般利用者の活用を想定したデータオープン化の課題、対応等の検討を行った。

また、レベル4に対応したUAVプログラム飛行による実証実験を行い、実証実験結果から河川巡視におけるレベル4飛行の適用性、及び実施する場合の留意点及び対応策を検討・整理するとともに、UAV等を用いた河川巡視にAIを適応するにあたって、開発手順、教師データの取得方法等を整理し、想定される課題とその対応策を整理した。

・中小河川の維持管理の向上

都道府県によっては、区間区分の設定の有無、区間区分の考え方、区間区分ごとの点検頻度、手法等は様々にある。河川法改正から約10年が経過した今、都道府県における点検の実態を踏まえ、河川法改正によって義務付けられた点検の趣旨に沿って、中小河川の点検に係る河川の区間区分の考え方や区間区分に応じた点検手法を整理し、都道府県への意見照会を行い、それらの内容を再構築した。これら結果を基に、「中小河川の堤防等河

川管理施設及び河道の点検・評価要領」の改訂案を作成した。

・現場実務の懸案解決への貢献

常陸河川国道管内（那珂川水系、久慈川水系）で実施中の那珂川緊急治水対策プロジェクト、久慈川緊急治水対策プロジェクトについて、業務・工事の進捗状況及び用地取得状況等に関する資料を収集整理し、事業全体計画並びに各年度の事業工程計画の検討・作成を行うとともに、プロジェクト完了後のストックヤード跡地の効果的な利用及び河道掘削土の効率的な活用の両立を目指し、各自治体へのヒアリングから地域意向を踏まえた利活用計画・維持管理方針案を作成した。このような現場実務における懸案解決について、利根川水系等においても取り組んだ。

3.2 健全な河川生態系の保全・再生に関する調査・研究

1) 河川空間管理のあり方に関する調査研究

河道内の樹木管理に関し、河道内樹木・竹林の繁茂対策等に関する調査研究を行った。

2) 生態環境調査解析

国等河川管理者が管理する河川において、より良い環境の保全・再生を目指し、学識者の指導を仰ぎ生態環境の調査解析業務を行った。

3.3 健全な水循環系の保全・再生に関する調査研究

1) 健全な水循環と生態系の保全・再生に関する調査研究

霞ヶ浦（北浦）における流域も含めた水質保全対策の総合的な評価とともに、湖内における流入負荷対策による水環境改善策などに関する調査研究を行った。

2) 水環境改善方策および普及・啓発方策に関する調査研究

住民や利水者等の水環境に対する要望の多様化に対応するため、河川管理者の水質調査に関わる意識把握や住民や関係者と連携した流域での取り組みなどに関する調査研究を行った。また、全国の河川水質状況をとりまとめるとともに、一般の方にも興味を持ってもらえるよう内容を工夫し、写真等を活用した概要パンフレット作成した。

3.4 河川管理施設の成り立ちに関する調査研究

木曾三川流域を中心として、歴史的河川施設と流域内市町村に関する資料を行政機関や地域の資料館等から収集・調査し取りまとめるとともに、木曾三川歴史・文化の調査研究資料「KISSO」として編集（4回）した。また、木曾川文庫に保管されている未整理資料等の資料整理（100冊）を行った。さらに、一般市民を対象とした開放講座を2回開催した。

3.5 調査研究成果の普及

財団の調査研究成果を適切に社会へ還元するため、研究発表会の開催や学会での発表等によって研究成果を公表し普及を図った。

1) 研究発表会の開催

「河川財団研究発表会」を東京（10月27日開催：参加者248人（web参加者含む））の外、地方事務所所在都市（名古屋市（12月1日開催：参加者84人）、大阪市（11月30日開催：

参加者 82 人)) で開催し、主要な調査研究成果を発表した。

2) 学会等での発表

土木学会水工学委員会河川部会による河川技術論文集に論文・報告を 5 件投稿した。

3) 河川塾の開催

現在の日本の河川を取り巻く状況について捉え、これから河川を管理していく上で、どのような技術が必要となるかについて、河道管理、河川維持管理、河川環境管理、川づくりなどに携わっている河川技術者等を対象者 (23 人) とし、体系的講義 (討議を含む) を開催 (13 回) した。

4) 技術指導

財団職員を研修会の講師等として派遣し、当財団の調査研究で得られた技術的ノウハウの普及を行った。

4. 河川教育の推進及び河川への理解を深めるための活動

【公益目的事業 3】

それぞれの流域に特徴ある川と人間社会 (水意識・防災意識社会) の構築と持続可能な社会の実現に貢献するために、河川・水教育を推進するとともに、推進事業を活用する等により河川・水教育にかかる先導的な調査研究を行い、その充実に取り組んだ。

より多くの人々が河川・水への理解を深めるためには、子ども世代を対象としなければならない。その活動は学校教育において持続性を確保できることから、学校教育の中に河川・水教育を取り上げやすくなる環境づくりや学校関係者等への支援の充実が必要である。そのために必要とされる教育ツール等の開発、河川・水教育の普及啓発活動等を推進するとともに、教育機関、大学、行政機関等と連携が進むように河川・水教育の総合的なプラットフォーム機能の構築を進めた。

また、子どもたちが安全を確保しつつ「川に学ぶ」ことができるようにするために、水辺の安全を確保するための取り組みについて、教育関係者や市民団体等と連携して取り組んだ。

4.1 河川・水教育の充実と推進

1) 新たな河川・水教育のカリキュラム (単元) 開発と実践

単元・カリキュラムの開発のために、学識者、教育関係者からなる河川・水教育コンダクター会議により、こども園・小学校・中学校を含む 9 校の連携校とともに、新たな河川・水教育のカリキュラム (単元) 開発と実践を進めた。

2) 河川・水教育に係わる環境教育、防災教育の推進

河川・水に係わる環境教育、防災教育の推進として、発達段階における感性と理性の育成を考慮し、義務教育課程における体系的な展開方策 (クロス・カリキュラムとアクティブ・ラーニングの視点も含む) について検討を進めた。具体的には、環境教育や防災教育に関する教科横断型の指導案の作成・検討、また、児童・生徒一人一人に配備されたタブレット端

末に対応できるよう河川・水教育の教材開発等を行った。

3) プロジェクト WET の普及・展開

プロジェクト WET の新たなアクティビティ開発を、特に防災等を重視して進めた。その中でタブレット端末に対応するオンラインアクティビティの開発にも着手した。これらの調査研究を大学等の研究機関においても推進し、連携した取り組みとしていくために、全国河川・水教育大学間ネットワークによる研究支援に取り組んだ。

4) 河川・水教育研究会の設置

河川・水教育の取り組み方針や具体の研究課題についての議論を深めるため、学識者、教育関係者、行政関係者等全 11 名からなる河川・水教育研究会を設置し、河川・水教育の今日的な価値や役割等の検討に着手した。「今求められる河川・水教育」を改めて明らかにするとともに、今後の推進の道筋の具体化を目的として検討を行った。

4.2 河川・水教育の普及・啓発

1) 全国河川・水教育大学間ネットワークを通じた活動

河川・水教育推進のための、教育系大学の教員による全国的なネットワーク組織である全国河川・水教育大学間ネットワークを通じて、各地域における河川・水教育について、広げる（取組む学校や学校教員の拡大等）、続ける（学校における取組み継続の支援）、深める（河川・水教育の質の向上のための研究）ための活動を 15 の教員養成大学等の拠点大学とともに進めた。

2) 学習教材等の作成・普及及び学校支援

河川・水教育が現場の学校の教員に容易に理解されるよう、普及・啓発ツールの開発と普及活動に取り組んだ。活動に当たっては、全国河川・水教育大学間ネットワーク等を通じて研究機関との連携を図った。また、プロジェクト WET ファシリテーター等との連携を促進し、プロジェクト WET の活動を通じた普及・啓発にも取り組んだ。

3) プラットフォーム機能の充実

教育機関間の交流を促進するため、助成事業に参加している機関による河川教育研究交流会を継続して開催した。

河川・水教育はいまだ定着した分野ではなく、その普及のためには見える化・プレゼンスの向上を図る必要がある。そのため、教育機関、大学、行政機関等と連携したネットワークとしての河川・水教育の総合的なプラットフォーム機能の充実化を着手した。その一環として、河川・水教育に関する指導案や事例、教材等をワンストップで入手できるデータベース型のプラットフォームサイトの検討を進めた。

4.3 水辺における安全の促進

水辺体験活動に精通した川づくり団体と学校との連携を進め、安全な水辺活動の普及と定着を図った。また、教員も含め学校と連携して活動できる地域の指導者等の育成を推進した。水辺の体験活動が安全に実施できるように水難事故防止対策等の調査研究を進めるとともに、ライフジャケット普及に向けた取り組みを促進した。

5. 河川健康公園の運営

【公益目的事業4】

都市部における貴重なオープンスペースであり、数少ない自然環境が残された空間である河川敷を活用し、当財団が環境整備した以下の河川健康公園において次の健康公園事業を行い、水辺環境の向上を図るとともに沿川の地域住民等への河川利用の促進や健康増進を図った。

- ・多摩川河川健康公園（多摩川水系）
- ・荒川・扇河川健康公園（荒川水系）
- ・庄内川・幸心河川健康公園（庄内川水系）

5.1 住民の健康増進

1) レクリエーション施設の運営

河川健康公園において無料開放している自由広場や野球場、ソフトボール場では、来園者に安全で安心して活動できる環境を提供するほか、有料のゴルフコース・練習場、パークゴルフコースでは、低廉な料金設定として、利用する地域住民の健康増進に貢献するとともに、シニア・ジュニア等に対して割引を実施し、これらの年代層の更なる利用促進を図れるよう配慮した。

なお、日常の管理として始業前、終業後の点検・巡視はもとより、河川健康公園内の植生管理、ゴミなどの清掃を適切に実施し、利用者が安全快適に利用できるように努めた。

2) 子どもたちへのスポーツの普及

ゴルフコース・練習場を開放し、専門の指導者による子どもたちを対象としたスポーツ教室を開催し、次代を担う子どもたちの健全育成を図った。また、子どもたちと高齢者とのふれあい交流の場ともなる合同スポーツ教室を開催し、子どもたちが高齢者からそのスポーツのみならず普段の生活でのマナーやエチケットを学び、高齢者が生き生き活動できる機会の提供を行うと共に、小学校・高校・大学のクラブ活動を支援するため、ゴルフ場やゴルフ練習場を無料開放するなどスポーツの普及を図った。

5.2 河川敷地の適正な管理

1) 河川敷地維持管理

河川管理者と協議を行い、河川管理者に代わって河川健康公園に隣接する河川堤防について丁寧な除草や清掃を実施し、河川管理者が堤防点検を実施しやすくなるよう協力するとともに、来園者にとって散策しやすい環境をつくった。

また、河川健康公園内においても適切な植生管理等の維持管理を行い、河川環境の保全に協力するとともに、気持ち良く来園していただけるよう河川利用の促進に努めた。

2) 河川環境の保全と創出

幅広い年齢層が楽しんで河川利用できるよう整備した荒川扇河川健康公園のパークゴルフ施設内においてヨシ等の在来植物による環境緑地の維持管理を行った。

5.3 洪水時等の防災対策

1) 施設撤去訓練の実施

河川健康公園において、高水敷上の施設撤去の重要性や撤去に適した施設への改良・撤去作業の段取り・手順等を他の占有者に普及・啓発する公開の施設点検・撤去訓練を実施した。

5.4 地域社会への貢献

1) 近隣の小学校・幼稚園・保育園の野外活動への協力

近隣の小学校の児童や幼稚園・保育園の幼児の野外活動に協力し、子どもたちが自然と触れ合う機会を多く持てるよう支援した。

2) 多摩川振興への協力

地元川崎市などの施策に協力し、多摩川利用推進に寄与する事業を行った。

3) 多摩川交流センターの運営

一般利用者・河川利用者の交流の促進、河川管理者や地元自治体などの情報発信や災害時の避難場所・活動拠点として整備した多摩川交流センターが快適な利用ができるよう、シャワー・トイレをはじめとする休憩施設、利便施設の改善・維持管理を適切に行った。

5.5 幸心ゴルフ練習場の改修

洪水により被災し老朽化が目立っていた幸心ゴルフ練習場について、打席の更新、駐車場の整備等を行い、令和4年5月26日にリニューアルオープンした。

6. 河川管理に関する支援事業

【収益事業】

国等が行う河川における洪水・高潮等による災害発生の防止、適切な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るための河川管理について、より効果的な管理を支援する事業を行った。

6.1 施設等維持管理

国等の河川管理者が管理する河川管理施設などについて、点検、設備の操作等、安全で適切な維持管理を支援する業務を行った。

○事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書を作成しない。